

転出届に伴う手続き



★印の手続きは、市民窓口課の手続きが終了する前に担当課で手続きできます。

次に該当する項目がある方は、市民窓口課での転出手続き終了後、各担当課で手続きをしてください。

	対象となる方	手続き内容	必要書類	番号	受付窓口	手続済
国保	国民健康保険に加入の方	国民健康保険の喪失届	○国民健康保険証(回収もしくは差替え要) ○本人確認書類 ○パスポート(外国籍の方) (○マイナンバーがわかるもの)	⑧	【国民健康保険課】 (発券機あり) ※転出(予定)日をもって資格がなくなります。	□
	国民健康保険の加入者がいる世帯から転出する世帯主の方	御家族の国民健康保険証の交換 世帯主変更届 ※国民健康保険税の納税義務者が変更となります。	○加入者の国民健康保険証 ○本人確認書類 ○パスポート(外国籍の方) (○マイナンバーがわかるもの) ※手続きは後日でもできます。			
年金	海外へ転出される方で国民年金に加入の方	国民年金の資格喪失または任意加入	○年金手帳(○マイナンバーがわかるもの)	⑥	【医療年金課】 (発券機あり)	□
子ども	つくば市で児童手当を受給している方で次のa~dに該当する方 a. 受給者と児童が転出 b. 受給者のみ転出 c. 配偶者と児童or児童のみ転出 d. 高校生の児童だけ転出	★児童手当資格消滅届/別居監護の申立	住民票や所得証明書が必要になる場合があります。詳しくは、新住所地にご確認ください。	③	【こども政策課】 (発券機あり)	□
	高校生以下のお子様がいる世帯でマル福を受給されている方 茨城県外へ転出する方	マル福受給者証の返却	○マル福受給者証 ○本人確認書類	④	【医療年金課】 (発券機あり)	□
	茨城県内へ転出する方	交付状況証明書の発行、マル福受給者証の返却				
	中学生以下のお子様がいる世帯で引き続きつくば市の学校へ就学を希望される場合	市立小・中学校、義務教育学校の手続き			4F	【学務課】 ※木曜延長窓口以外では、原則当日に手続きをしてください。
保育所等に入所中のお子様がいる世帯	保育所退所手続 (つくば市を転出後も同じ保育施設を継続利用する場合も、退所の手続きが必要です。)			①	【幼児保育課】 (発券機あり)	□
ひとり親世帯	高校生以下のお子様がいるひとり親世帯で児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当の住所変更または喪失		③	【こども政策課】 (発券機あり)	□
	中学生以下のお子様がいるひとり親世帯でひとり親家庭等児童福祉金を受給している方	ひとり親家庭等児童福祉金の喪失届				□
	高校生以下のお子様がいるひとり親世帯でマル福を受給されている方 茨城県外へ転出する方	マル福受給者証の返却	○マル福受給者証 ○本人確認書類	④	【医療年金課】 (発券機あり)	□
茨城県内へ転出する方	交付状況証明書の発行、マル福受給者証の返却					
高齢	後期高齢者医療保険に加入している方	後期高齢者医療保険証の返却 ※転出(予定)日をもって資格がなくなります。	○後期高齢者医療被保険者証	⑤	【医療年金課】 (発券機あり)	□
	要介護・要支援の認定を受けている方	介護保険証等の返却 ※転出(予定)日をもって資格がなくなります	○介護保険証 ○負担限度額認定証(お持ちの方のみ) ○負担割合証 ○マイナンバーがわかるもの ※介護サービスを利用する場合は、新住所地で申請してください。	②⑤	【介護保険課】 (発券機あり)	□
	住所地特例に該当する施設に転出する方	介護保険証等の返却	※手続きは必要ありません。 後日、新しい住所を記載した介護保険者証を送付します。			
妊娠	妊娠中の方でマル福を受給されている方 茨城県外へ転出する方	マル福受給者証の返却	○マル福受給者証 ○本人確認書類	④	【医療年金課】 (発券機あり)	□
	茨城県内へ転出する方	交付状況証明書の発行、マル福受給者証の返却				
障害	・特別児童扶養手当 ・つくば市在宅障害児福祉手当 ・障害児福祉手当 ・特別障害者手当 ・経過福祉手当を受給中の方 ※支給停止者を含む	各種手当の住所変更	新住所地で手続きをしてください つくば市在宅障害児福祉手当受給資格者及び海外転出する手当受給資格者は印鑑(資格喪失になります)	2F ④⑩	【障害福祉課】 (発券機あり)	□
	・障害福祉サービス受給者証 ・障害児通所支援受給者証をお持ちの方	各種福祉サービスの受給者証の返却 ※転出(予定)日をもって資格がなくなります	○各種福祉サービス受給者証 ○印鑑 ○マイナンバーがわかるもの ※転出前にご利用されていたサービスがある場合は、転出後すぐ新住所地で申請してください			□
	各種手帳をお持ちの方でマル福を受給されている方 茨城県外へ転出する方	マル福受給者証の返却	○マル福受給者証 ○本人確認書類	④	【医療年金課】 (発券機あり)	□
茨城県内へ転出する方	交付状況証明書の発行、マル福受給者証の返却					
原付バイク	原動機付自転車・小型特殊自動車をお持ちの方で、定置場が変わる方	原付バイク等	○標識交付証明書 ○ナンバープレート ○本人確認書類	2F ③③	【市民税課】 (発券機あり)	□
税金	滞納となっている税のご相談	納税相談		2F ③②	【納税課】 (発券機あり)	□
	住民税が課税される外国人の方で、出国後に納税する手段がない方	納税管理人のご相談		2F ③③	【市民税課】 (発券機あり)	□
	市内に固定資産をお持ちの方で海外へ転出される方	納税管理人の申告	○納税管理人申告書	2F ③④	【資産税課】	□
水道	上下水道の使用をやめる方	上下水道使用中止届		②⑨	【水道お客さまセンター】 お電話・インターネット(いばらき電子申請・引越れんらく帳)でも手続きできます。	□
ペット	犬を飼っている方	犬の住所地変更	○つくば市で発行された鑑札 ○狂犬病予防注射済票		転出先市区町村の担当部署	□

印鑑登録

転出(予定)日をもって自動的に廃止となります。印鑑登録証のカードを窓口へ返却してください。

マイナンバーカード

手続きは必要ありません。新住所地で転入届の際にお持ち下さい。

つくばから引っ越しされる方へ 新しい住所地にお住まいになる 「おおむね14日前」

から受付しています。

転出

【届出に必要なもの】

日本人/
外国人住民の方

□本人確認書類

《1点で本人確認できるもの》

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証 等
- ・パスポート
- ・障害者手帳

《確認に2点が必要なもの》

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証・学生証
- ・診察券
- ・キャッシュカード
- ・クレジットカード等
- ・年金手帳

代理人の方

- 代理人の方の本人確認をします。
- 手続きができるかどうか、関係や**委任状等**により確認します。

お問合せ先

つくば市役所 市民窓口課

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1
TEL(代表)029-883-1111
ホームページ <https://www.city.tsukuba.lg.jp/>



つくば市イメージキャラクター
フックン船長

QRコードを読み取っていただくと混雑状況を確認できます



★転出届はスマホや郵送でも手続きできます。

詳しくは、つくば市ホームページをご確認ください。

※スマホでの手続きには署名用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードと専用アプリのダウンロードなどが必要となります。

新住所地での手続きについて

★新しい住所に**住み始めてから14日以内**に、新住所地で転入の手続きをしてください。

③正当な理由がなく届出をしない場合、過料を科されることがありますので、ご注意ください。

日本人

- 本人確認書類
- 転出証明書(※つくば市で、マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用する転出手続きをした方は**該当するカード**)
- (お持ちの方は)マイナンバーカード、住民基本台帳カード(全員分)

代理人の方

- 代理人の本人確認をします。
- 手続きができるかどうか、関係 **委任状等**により確認します。

外国人住民の方

- 転出証明書(※つくば市で、マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用する転出手続きをした方は**該当するカード**)
- 在留カードまたは**特別永住者証明書(全員分)**
- (お持ちの方は)マイナンバーカード、住民基本台帳カード(全員分)

○こんなときには...

①転出届をした住所とは違うところに住むことになった／引っ越しをする日**が変更になった**

→ そのまま新住所地の窓口へ**転出証明書を提出し**、変更になった旨を申し出て手続きしてください。

②転出証明書を紛失してしまった

→ 本人確認書類をお持ちになり、届出をした窓口で**再交付の手続き**をしてください。(郵送でも手続きできます)

③転出届をしたあとに、引っ越しがとりやめになった

→ 転出証明書と本人確認書類をお持ちになり、転出届出をした窓口で**転出取消の手続き**をしてください。

④新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった

→ 転出証明書は有効ですので、**早急に転入の手続き**をしてください。

つくば市から国外へ転出する方へ

★帰国後、**海外からの転入届**をする際の必要書類

※帰国の際、**自動化ゲート**を利用された方は、航空券の半券等、**帰国日が分かるもの**を必ずお持ちください。

③中長期在留者の方で、新住所地の届出を90日以内に行わなかった場合、在留資格が取り消されることがあります。

日本人

- パスポート(全員分)
- 戸籍謄本・戸籍の附票の写し(つくば市に本籍がないとき)

外国人住民の方

- 在留カードまたは**特別永住者証明書(全員分)**
- パスポート(在留カードが交付されない空港から上陸した方**全員分**)

再入国の場合

- 在留カードまたは**特別永住者証明書(全員分)**
- パスポート(全員分)



つくば市イメージキャラクター
フックン船長